

長期信用銀行法施行規則（昭和五十七年大蔵省令第十三号）

改正案	現行
<p>（国等が保有する議決権とみなされる議決権）</p> <p>第五条の二の二 次の各号に掲げる者は、それぞれ当該各号に定める議決権の保有について、銀行法施行令第十五条の法人とみなす。</p> <p>一 預金保険法（昭和四十六年法律第三十四号）附則第七条第一項第一号に規定する協定銀行 同法附則第二十二條第一項に規定する協定に基づく譲受け等に係る株式に係る議決権、金融機能の早期健全化のための緊急措置に関する法律（平成十年法律第四百四十三号。以下「金融機能早期健全化緊急措置法」という。）第四条第二項に規定する株式等の発行等に係る株式に係る議決権、金融機能の再生のための緊急措置に関する法律（平成十年法律第百三十二号）附則第五条の規定によりなおその効力を有することとされる旧金融機能の安定化のための緊急措置に関する法律（平成十年法律第五号）第四条第一項第一号に規定する優先株式等の発行等に係る株式に係る議決権及び金融機関等の組織再編成の促進に関する特別措置法（平成十四年法律第九十号）第十八条第一項に規定する協定に基づく引受け等に係る同法第二条第四項に規定する優先株式に係る議決権</p> <p>二・三（略）</p>	<p>（国等が保有する議決権とみなされる議決権）</p> <p>第五条の二の二 次の各号に掲げる者は、それぞれ当該各号に定める議決権の保有について、銀行法施行令第十五条の法人とみなす。</p> <p>一 預金保険法（昭和四十六年法律第三十四号）附則第七条第一項第一号に規定する協定銀行 同法附則第二十二條第一項に規定する協定に基づく譲受け等に係る株式に係る議決権、金融機能の早期健全化のための緊急措置に関する法律（平成十年法律第四百四十三号。以下「金融機能早期健全化緊急措置法」という。）第四条第二項に規定する株式等の発行等に係る株式に係る議決権及び金融機能の再生のための緊急措置に関する法律（平成十年法律第百三十二号）附則第五条の規定によりなおその効力を有することとされる旧金融機能の安定化のための緊急措置に関する法律（平成十年法律第五号）第四条第一項第一号に規定する優先株式等の発行等に係る株式に係る議決権</p> <p>二・三（略）</p>

(営業譲渡等の認可の申請)

第二十二條 長期信用銀行は、銀行法第三十條第三項の規定による営業の譲渡若しくは譲受け又は同條第四項の規定による事業の譲受け（以下この条において「営業譲渡等」という。）の認可を受けようとするときは、認可申請書に次に掲げる書類を添付して金融庁長官に提出しなければならない。

一～四 (略)

五 銀行法第三十四條第一項の規定による公告及び催告（金融機関等の組織再編成の促進に関する特別措置法第五十八條の規定により読み替えて適用される銀行法第三十四條第一項の規定により公告を官報のほか時事に関する事項を掲載する日刊新聞紙に掲載した場合は、これらの公告）又は銀行法第三十五條第一項の規定による公告及び催告をしたこと並びに異議を述べた債権者があるときは、その者に対し弁済し、若しくは担保を提供し、若しくは信託したこと又は営業譲渡等をしてもその者を害するおそれがないことを証する書面

六～十一 (略)

(営業譲渡等の認可の申請)

第二十二條 長期信用銀行は、銀行法第三十條第三項の規定による営業の譲渡若しくは譲受け又は同條第四項の規定による事業の譲受け（以下この条において「営業譲渡等」という。）の認可を受けようとするときは、認可申請書に次に掲げる書類を添付して金融庁長官に提出しなければならない。

一～四 (略)

五 銀行法第三十四條第一項の規定による公告及び催告（金融機関等の組織再編成の促進に関する特別措置法（平成十四年法律第九十号）第五十八條の規定により読み替えて適用される銀行法第三十四條第一項の規定により公告を官報のほか時事に関する事項を掲載する日刊新聞紙に掲載した場合における長期信用銀行にあつては、これらの公告）又は銀行法第三十五條第一項の規定による公告及び催告をしたこと並びに異議を述べた債権者があるときは、その者に対し弁済し、若しくは担保を提供し、若しくは信託したこと又は営業譲渡等をしてもその者を害するおそれがないことを証する書面

六～十一 (略)